

平成26年第4回笠松町議会臨時会会議録

平成26年8月14日笠松町議会臨時会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

応招議員

議 長	8番	安 田 敏 雄
副 議 長	3番	伊 藤 功
議 員	1番	尾 関 俊 治
〃	2番	古 田 聖 人
〃	4番	川 島 功 士
〃	5番	田 島 清 美
〃	6番	伏 屋 隆 男
〃	7番	岡 田 文 雄
〃	9番	船 橋 義 明
〃	10番	長 野 恒 美

不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	広 江 正 明
副 町 長	川 部 時 文
教 育 長	宮 脇 恭 顯
会 計 管 理 者	杉 山 佐 都 美
総 務 部 長 兼 教 育 文 化 部 長	大 橋 雅 文

企画環境経済部長 兼住民福祉部長	岩越誠
建設水道部長 兼技監	奥村智彦
総務課長	村井隆文
企画課長	堀仁志
福祉健康課長	浅野薫夫
建設課長	那波哲也
歴史民俗資料館長	高木敏彦

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	堀康男
書記	笠原誠
主任	大堀正貴
主任	伊藤博史

1. 議事日程（第1号）

平成26年8月14日（木曜日） 午前10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 第38号議案 歴史民俗資料館建設工事請負契約の締結について
- 日程第5 第39号議案 下羽栗処理分区（53工区）管渠埋設工事請負契約の締結について
- 日程第6 第40号議案 平成26年度笠松町一般会計補正予算について
- 日程第7 第41号議案 平成26年度笠松町介護保険特別会計補正予算について

開会 午前10時00分

○議長（安田敏雄君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。よって、平成26年第4回笠松町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（安田敏雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第103条の規定により、次の2名を指名いたします。

4番 川島 功 士 議員

9番 船橋 義 明 議員

日程第2 会期の決定について

○議長（安田敏雄君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は1日と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告について

○議長（安田敏雄君） 日程第3、諸般の報告を行います。

事務局長より報告をいたさせます。

○議会事務局長（堀 康男君） 監査委員より、平成26年度6月分の例月現金出納検査の結果報告がありましたので、その写しをお手元に配付させていただきました。

○議長（安田敏雄君） 以上、御了承願います。

日程第4 第38号議案から日程第7 第41号議案までについて

○議長（安田敏雄君） 日程第4、第38号議案から日程第7、第41号議案の4議案を一括して議題といたします。

書記をして議案を朗読いたさせます。

○書記（笠原 誠君） お手元の議案の1ページをお開きください。

第38号議案 歴史民俗資料館建設工事請負契約の締結について。

平成26年8月11日地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づき、

仮契約した歴史民俗資料館建設工事について、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により町議会の議決を求める。平成26年8月14日提出、笠松町長 広江正明。

記、歴史民俗資料館建設工事。

1. 契約の目的、歴史民俗資料館建設工事。
2. 契約の金額、金2億5,812万円。
3. 契約の相手方、岐阜県本巣市上真桑1550番地1、上村建設株式会社、代表取締役 上村聖二。

第39号議案 下羽栗処理分区（53工区）管渠埋設工事請負契約の締結について。

平成26年8月11日地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づき、仮契約した下羽栗処理分区（53工区）管渠埋設工事について、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により町議会の議決を求める。平成26年8月14日提出。

記、下羽栗処理分区（53工区）管渠埋設工事。

1. 契約の目的、下羽栗処理分区（53工区）管渠埋設工事。
2. 契約の金額、金5,292万円。
3. 契約の相手方、岐阜県羽島郡笠松町円城寺1433番地、株式会社加藤組、代表取締役 加藤大武。

第40号議案 平成26年度笠松町一般会計補正予算（第4号）。

平成26年度笠松町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ81万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75億4,704万6,000円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成26年8月14日提出。

次に、6ページをお開きください。

第41号議案 平成26年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第2号）。

平成26年度笠松町の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ132万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億546万2,000円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成26年8月14日提出。

○議長（安田敏雄君） 提案理由の説明を求めます。

川部副町長。

○副町長（川部時文君） それでは、提案説明させていただきます。

本日提出させていただきました案件は、工事請負契約の締結 2 件、平成26年度笠松町一般会計ほか 1 件の補正予算、計 2 件、以上 4 件であります。

まず 1 ページ、議案資料では 1 ページから 2 ページにわたっております。第38号議案 歴史民俗資料館建設工事請負契約の締結についてであります。

こちらは、地方自治法第96条第 1 項第 5 号の規定により、歴史民俗資料館建設工事請負契約の締結について、町議会の議決を求めるものであります。

8 月11日に入札を行い、同日、仮契約を行っております。

まず、契約金額は消費税込みで 2 億 5,812 万円。予定価格は、今回事後公表で実施いたしました。契約の相手方は、岐阜県本巣市上真桑1550番地 1、上村建設株式会社であります。契約の方法は、一般競争による電子入札で行いました。ただし、条件つきで行いました。

条件は 4 つございまして、まず県内に本店があること。2 つ目は、事業規模が 950 点以上であること。それから、1 億 5,000 万円以上の建築工事の実績があること。さらに、一級建築士または一級建築施工管理技士が配置できる。そういった条件をつけた条件付きの一般競争入札で実施いたしました。入札参加希望者は 5 社ございまして、指名委員会で確認を行いまして、いずれも 4 つの項目に沿ってございましたので、5 社で入札を行いました。

工期は平成27年 5 月20日までであります。工事場所は、笠松町下本町87番地地内。工事内容につきましては、全員協議会である程度お話ししておりますが、延べ床面積は 994.35 平方メートル、鉄骨づくり 3 階建てであります。1 階は展示室、ホール、多目的ホール、事務室等がございまして。2 階は展示室、倉庫、3 階は収蔵庫、特別収蔵庫。これは空調管理ができる収蔵庫であります。図書収蔵庫等がございまして。

工種別に見ますと、構造は先ほど申しましたように鉄骨づくりで耐火構造、屋根は一般的な合成スラブ構造デッキプレートでシート防水であります。外壁は A L C、気泡コンクリートパネルをつけるといった構造であります。外構では、アスファルト舗装と周囲にフェンスを行います。そのほか 15 人乗りのエレベーター、来館者駐車スペースは 9 台とることができました。

それから、電気設備工事では、屋上に太陽光発電設備、それから灯具は全て L E D、それから液晶プロジェクター等を設置いたします。機械設備は一般的なもので、エアコンは空冷式のヒートポンプエアコン。それから、トイレは 1 階 2 階に設置いたします。1 階には多目的トイレを設置いたします。そのほかジェットタオル等を設置いたします。

以上が工事内容でございます。

続きまして 2 ページ、議案資料では 3 ページから 4 ページ、第39号議案であります。下羽栗処理分区（53工区）管渠埋設工事請負契約の締結についてであります。

こちら、地方自治法第96条第 1 項第 5 号の規定により、下羽栗処理分区（53工区）管渠埋

設工事請負契約の締結について、議会の議決を求めるものであります。

こちら8月11日に入札して、仮契約を行っております。

契約金額は税込みで5,292万円。こちらも予定価格は事後の公表で実施いたしました。契約の相手方は、岐阜県羽島郡笠松町円城寺1433番地、株式会社加藤組であります。契約の方法につきましては、こちら一般競争入札による条件付きの電子入札を行いました。

こちらの条件は、1つとしては地理的な要件として、岐阜市の長良川以南、そして各務原市、羽島市、羽島郡内に本店があること。これは、岐阜県の発注のくくりを準用させていただきました。それから、事業規模については850点以上。それから、3,000万円以上の土木工事実績がある。それから、一級土木施工管理技士を配置できる。そういった条件をつけました。入札参加希望者が10社ございまして、こちら指名委員会で確認いたしまして、10社により入札を実施いたしました。

工期につきましては、来年の3月30日までであります。工事場所は、笠松町円城寺の上田と、それから一丁田というところ。それから、一部小柳というところが入っております。工事概要といたしましては、管渠工の開削工事が約1,200メートル、それから管渠工の推進が約40メートル。こちらは排水路横断部分を推進で実施したいと計画しております。

以上が工事概要でございます。

なお、参考までに、現在の認可区域面積は557.6ヘクタールでございまして、今回の整備面積は6.99ヘクタール。事業認可区域内の整備率は、この工事に限ってですが、1.3%ふえて85.0%となります。本年度に、まだ入札実施しておりませんが、円城寺でこの工事区域の隣の部分を発注しますし、米野の高瀬の地区でも実施いたしますので、こちらを合わせますと、26年度の整備面積は13.52ヘクタールで、先ほども申し上げました認可区域内の整備率は86.1%になる予定でございます。

以上が工事関係でございます。

議案の3ページから5ページでございますが、第40号議案 平成26年度笠松町一般会計補正予算についてであります。

今回は、81万3,000円の増額補正でございます。

まず、歳出から御説明いたしますが、今回の一般会計では2つの補正をさせていただきますが、まず第3款 民生費、第1項 社会福祉費、第1目 社会福祉総務費でございますが、介護保険特別会計における保険給付費のうち、地域密着型介護予防サービス費の増額補正に伴い、町のルール分12.5%であります。これを負担するため、介護保険特別会計繰出金を16万5,000円増額させていただきます。

それから、第7款 土木費、第2項 道路橋梁費、第3目 交通安全施設費でございますが、こちら全員協議会で御報告させていただいておりますが、今年度、車両更新をいたします公

共施設巡回町民バスの車両の高さが3.1メートルでありまして、現行の県道下中屋笠松線の笠松架道橋、通称金池のガード下を通行するには、高さ制限規制3メートルを超えることになり、運行に支障が生ずるため、県及び名古屋鉄道株式会社と協議を行った結果、県において、いわゆるガード下の部分の道路舗装等の整備を実施することになり、また高さ制限規制も3メートルから3.1メートルに緩和されることになったため、この高さ制限表示の所有者である名古屋鉄道株式会社に対して、町が施工費用の全額を負担し、高さ制限表示を変更することに伴い、負担金補助及び交付金を64万8,000円増額するものであります。

施工内容は、高さ制限の丸型標識がガードの東に2枚、西側に1枚、計3枚ございまして、これをかえること。それから、高さ制限のゲートがございますので、この表示を2カ所かえるということでございます。実施時期はことしの9月を予定しております。

歳入でございますが、今回の補正に伴い不足する財源に前年度繰越金を充てるため、繰越金を81万3,000円増額させていただいております。

以上が一般会計の補正でございます。

続きまして、6ページから12ページ、第41号議案 平成26年度笠松町介護保険特別会計補正予算についてであります。

132万6,000円を増額させていただきます。

歳出のほうから御説明いたしますが、11ページの下段の第2款の保険給付費の第2項の介護予防サービス諸費、第2目の地域密着型介護予防サービス費のうち、介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者が増となったことに伴い、地域密着型介護予防サービス費を132万6,000円増額させていただきます。

毎年実績がございませんので、ただ可能性としてはございますので、頭出しで50万円計上しておりましたが、今年度は8月現在で2人御利用があるということで、このような補正をさせていただくものでございます。

それから、各款で財源内訳補正を行っております。保険給付費に係るルール分の財源内訳補正を行っております。といってもわかりづらいんですが、国庫補助金を減らして一般財源をふやす財源内訳補正をしているわけですが、毎年、国からの補助金で調整交付金というのをいただいております。これは、過去の給付費の一定割合ということで、大体5%いただくわけですが、今回はその分がふえませんので、今回132万6,000円を増額をさせていただいておりますので、それにも調整交付金を充てるということで、その部分を案分して、各款から調整交付金を減額させていただいております。

歳入につきましては、この地域密着型介護予防サービス費の増に伴い、ルールどおり所定の補正を行うほか、不足する保険料相当分の財源に基金繰入金を充てております。

以上が介護保険の補正予算でございます。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

ます。

○議長（安田敏雄君） お諮りいたします。これよりの議事の進め方といたしましては、各議案について1議案ごとに質疑・採決を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、そのように進めてまいります。

第38号議案 歴史民俗資料館建設工事請負契約の締結についての質疑を許します。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第38号議案は原案のとおり可決されました。

第39号議案 下羽栗処理分区（53工区）管渠埋設工事請負契約の締結についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

6番 伏屋隆男議員。

○6番（伏屋隆男君） 先ほどの第38号議案とも関連をするんですが、今回の入札に際して事後公表になっているんですね。笠松町は何年前か、談合防止策ということもあって事前公表で入札をやってきたんですが、何で今回この事後公表をやってきたのか。特に土木はずっと事前公表をやってきたというふうに私は記憶をしておるんですが、そのあたりを。そして、今後もこういう形で進めていくのかどうかについて、ちょっと説明をお願いします。

○議長（安田敏雄君） 川部副町長。

○副町長（川部時文君） 予定価格の事後公表で実施したのは、今回が初めてではございません。笠松中学校の体育館を4回入札を行いました、2回目以降はこういう形で実施しております。

理由といたしましては、最近、建築物価がかなり高騰しているということで、私どもの設計した金額と業者さんとの乖離があるんじゃないかという心配がございまして、初めから公表で行いますと、入札自体もしてくれないということで、初めから辞退を全員されちゃうということで、まずどのくらいの乖離があるかということをつかみたいということで、このような方法を行ったわけで、全てこのように行うということではなく、基本的には公表で行いたいと思っておりますが、今回のようなこういう大きな工事、あるいはほかとちょっと形が違う工事

についてはこのような形で、事後公表で進めたいと思っております。以上です。

○議長（安田敏雄君） ほかにありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第39号議案は原案のとおり可決されました。

第40号議案 平成26年度笠松町一般会計補正予算についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第40号議案は原案のとおり可決されました。

第41号議案 平成26年度笠松町介護保険特別会計補正予算についての質疑を許します。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第41号議案は原案のとおり可決されました。

閉会の宣告

○議長（安田敏雄君） これにて本会議に付議された案件の審議は全部終了いたしました。よって、平成26年第4回笠松町議会臨時会を閉会いたします。大変ありがとうございました。

閉会 午前10時28分

上記は会議の次第を議会事務局長が記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

平成26年8月14日

議 長 安 田 敏 雄

議 員 船 橋 義 明

議 員 川 島 功 士